

# 質 問 書

質問事項	回答
<p>【仕様書】4(1) Phase1における指定管理者の選定に関する検討・整理</p> <p>令和9年度の指定管理者の募集は、本業務終了後の令和9年 1月～3月に実施されるものと理解していますが、本業務では募集条件、業務内容及び審査基準の検討を行うもので、募集要項・仕様書・審査基準書など、公募資料の作成は本業務に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>令和9年度の指定管理者の募集は、令和8年11月ごろを予定しています。</p> <p>公募資料の作成については、お見込のとおりです。</p>
<p>【仕様書】4(1) Phase1における指定管理者の選定に関する検討・整理</p> <p>【資料1】静岡市清水ナショナルトレーニングセンター運営見直しに係る検討</p> <p>Phase1の指定管理者の指定期間は何年を予定していますでしょうか。</p>	<p>2～3年を予定しています。</p>
<p>【仕様書】4(1) Phase1における指定管理者の選定に関する検討・整理</p> <p>【資料1】静岡市清水ナショナルトレーニングセンター運営見直しに係る検討</p> <p>令和9年度からの次期指定管理者が資料1で示されている Phase 1 の打ち手に対応するという理解でよいでしょうか。</p> <p>(例えば、資料1のP5の「ギャップ解消に向けた打ち手」として、「関連団体・企業・大学と連携しながら、ブランドを確立」「ユニバーサルスポーツを軸に、ネーミングライツや研究費を獲得し、トレーニングセンター事業単体収益に依存せず、外部資金を取り込む構造へ転換」とありますが、これらを、令和9年4月からスタートする指定管理者が担うという理解でよいでしょうか)</p>	<p>次期指定管理者には、様々な打ち手に対応可能な運営事業者からの応募に期待しています。</p> <p>しかし、単価の改善(条例改正)や広告、ネーミングライツ等のスポンサー料の獲得など市として担う部分もあると考えています。</p>

<p>【仕様書】 4 (2) Phase 2における整備・運営プランの検討</p> <p>別図 2, 3 の土地の現況及び土地活用検討に当たって留意すべき事項（ある場合）をご教示ください。</p>	<p>別図 2, 3 で示す土地の多くは現状「農地」となっています。</p> <p>仕様書で示す土地の範囲内で、収益化が図れる整備・運営プランの検討をお願いします。</p>
<p>【仕様書】 4 (2) Phase 2における整備・運営プランの検討</p> <p>別図 2, 3 の周辺敷地の活用関連して、昨年度の検討で「エリア拡張」の検討がなされていると認識していますが、現時点で貴市が想定している活用方法があればご教示ください（資料 1 で確認ができなかったためお伺いしています）</p>	<p>宿舎の増設、グラウンドの新設等が必要となった場合には、拡張したエリアにこれらの施設を整備することが想定されます。</p>